

## (12) 5 疾病 5 事業及び在宅医療に係る計画の評価等

5 疾病 5 事業及び在宅医療に係る医療連携体制の構築に係る計画の実効性を高めるため、県保健医療対策協議会において進捗状況の評価を行い、必要に応じて評価指標や計画の見直しを検討することとし、検討内容は、県のホームページ等で公表します。

また、在宅医療について、計画期間の中間年での数値目標の見直しを見据え、数値目標等の調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。